

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則 (令和 6 年 1 月 12 日経企第 3565 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 6 年 1 月 12 日から実施します。 (料金の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならない 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (特例 5 G 等の提供に関する経過措置)</p> <p>3 5 G 契約又は 5 G home でんわ契約の申込みを請求する者 (令和 6 年能登半島地震にかかる災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)であつて、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及びその契約申込みの内容を確認するための書類 (以下この附則において「確認書類」といいます。)の提示が困難と当社が認めるときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和 6 年 6 月 30 日までの間に限り、第 8 条 (一般契約申込の方法) 及び第 23 条の 3 (5 G home でんわ契約申込の方法) の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。</p> <p>(1) その申込みをする者が個人であるとき。 (2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。</p> <p>4 前項の規定により契約を締結した 5 G (以下この附則において「特例 5 G」といいます。) 又は 5 G home でんわ (以下この附則において「特例 5 G home でんわ」といいます。) の提供条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 第 15 条 (一般契約に係る名義変更) 及び第 23 条の 11 (その他の提供条件) に規定する名義変更を請求することはできません。 (2) 特例 5 G 又は特例 5 G home でんわ (以下この附則において「特例 5 G 等」といいます。) に係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例 5 G 等をその一括請求先とすることはできません。 (3) 特例 5 G に係る契約 (以下この附則において「特例 5 G 契約」といいます。)の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する X i 契約又は X i コピキタス契約の申込みをすることはできません。 (4) 第 81 条 (料金明細内訳書の発行等) に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求を行うことはできません。 (5) (1)から(4)以外の提供条件は、特例 5 G については改正後の規定における 5 G の場合に、特例 5 G home でんわについては改正後の規定における 5 G home でんわの場合に、それぞれ準ずるものとします。</p> <p>5 特例 5 G 契約又は特例 5 G home でんわに係る契約 (以下この附則において「特例 5 G 等契約」といいます。)を締結している者 (以下この附則において「特例 5 G 等契約者」といいます。)は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属 5 G サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例 5 G 等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例 5 G 契約は改正後の規定により当社と締結した 5 G 契約へ、特例 5 G home でんわに係る契約は改正後の規定により当社と締結した 5 G home でんわ契約へ、それぞれ移行したものとみなします。</p> <p>6 当社は、令和 6 年 7 月 31 日までの間において、特例 5 G 等契約者から確認書類の提示がなかったときは、その 5 G サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、前項の規定により 5 G サービスの利用を停止された特例 5 G 契約者が、令和 6 年 8 月 18 日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例 5 G 等契約を解除することがあります。</p>	

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和6年1月12日経企第3565号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和6年1月12日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （特例X i の提供に関する経過措置）</p> <p>3 X i 契約の申込みを請求する者（令和6年能登半島地震にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及びその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和6年6月30日までの間に限り、第8条（一般契約申込の方法）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。</p> <p>(1) その申込みをする者が個人であるとき。</p> <p>(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。</p> <p>4 前項の規定により契約を締結したX i（以下この附則において「特例X i」といいます。）の提供条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 第14条（一般契約に係る名義変更）に規定する名義変更を請求することはできません。</p> <p>(2) 特例X i に係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例X i をその一括請求先とすることはできません。</p> <p>(3) 特例X i に係る契約（以下この附則において「特例X i 契約」といいます。）の解除と同時に新たにX i ユビキタス契約又は5 Gサービス契約約款に規定する5 G契約の申込みをすることはできません。</p> <p>(4) 第81条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳書の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求を行うことはできません。</p> <p>(5) (1)から(4)以外の提供条件は、特例X i については改正後の規定におけるX i の場合に準ずるものとします。</p> <p>5 特例X i 契約を締結している者（以下この附則において「特例X i 契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属X i サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例X i 契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、改正後の規定により当社と締結したX i 契約へ移行したものとみなします。</p> <p>6 当社は、令和6年7月31日までの間において、特例X i 契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのX i サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、前項の規定によりX i サービスの利用を停止された特例X i 契約者が、令和6年8月18日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例X i 契約を解除することがあります。</p>	

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和 6 年 1 月 12 日経企第 3565 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 6 年 1 月 12 日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （料金明細内訳書の発行等に関する経過措置）</p> <p>3 X i サービス契約約款附則（令和 6 年 1 月 12 日経企第 3565 号）に規定する特例 X i 契約者又は 5 G サービス契約約款附則（令和 6 年 1 月 12 日経企第 3565 号）に規定する特例 5 G 等契約者が、この附則実施の日から令和 6 年 8 月 18 日までの間に、音声利用 I P 通信網サービスを締結したときは、その音声利用 I P 通信網サービス契約について、第 72 条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通信料金明細内訳の閲覧に係る請求を行うことができます。</p>	